

## 秋田県健康環境センター科学研究費補助金等取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は秋田県健康環境センター（以下「センター」という。）が交付者の規定により県の歳入予算に計上することができない科学研究費補助金等（以下「科研費補助金等」という。）の積極的な活用にあたって、センター及び関係機関に所属する職員（以下「職員」という。）等の適正な業務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (総則)

第2条 科研費補助金等に係る取り扱いについては、この要項に定めるものの他、秋田県生活環境部特定外部資金取扱要綱、秋田県生活環境部特定外部資金取扱要領、応募する科研費補助金等の取扱規定、その他関係する法令に等に従い適正に業務執行するものとする。

### (体制)

第3条 科研費補助金等の運営・管理に関わる責任と権限の体系は以下のとおりとする。

#### ①最高管理責任者

最高管理責任者はセンターの所長とし、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

#### ②統括管理責任者

統括管理責任者はセンター企画管理室長とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### ③コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス責任者は、機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、企画管理室に配置する。

#### ④コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進副責任者は、機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を補佐する者とし、各部に配置する。

⑤最高管理責任者は不正防止対策を実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (事務処理相談受付窓口)

第4条 事務処理に関する相談受付窓口は、以下のとおりとする。

①経理及び出納執行等に関する相談窓口は企画管理室総務管理班に設置する。

②申請及び実績報告等に関する相談窓口は企画管理室企画情報班に設置する。

### (研究者及び事務職員の意識向上)

第5条 研究者及び事務職員は科研費補助金等を取り扱う上で以下の点に留意する。

- ① 研究者は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識をもつこととする。

(調査等)

第6条 科研費補助金等の調査等は、以下のとおりとする。

- ① 科研費補助金等のモニタリングは、日常的に研究実態、事務処理、経費の支払い等について、関係者から聴取するなどして監視をすることをいい、内部監査チームにおいてこれを行う。
- ② モニタリング結果については、時宜適切に統括管理責任者を經由して、最高管理責任者に報告するものとする。
- ③ 科研費補助金等の取り扱いについて、モニタリング等により、不正使用もしくは不正使用が疑われる事態になった場合は、最高管理責任者の指示により統括管理責任者を長とする調査委員会(「調査委員会」という)を編成し、関係帳票等の調査を行う。なお、調査委員会の編成に際しては、利害関係を有すると思われる者を対象としない。
- ④ 調査委員会による調査の結果、統括管理責任者が不正使用の蓋然性が高いと認めた場合は、最高管理責任者に報告するとともに、生活環境部環境管理課長あて報告するものとする。
- ⑤ 調査委員会は不正使用の事実を把握した後に、不正発生要因の把握を実施し、最高管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画推進部署)

第7条 科研費補助金等の不正使用の防止のため、次のとおり不正防止計画推進部署を設置する。

- ① センターの不正防止計画推進部署は、企画管理室内におく。
- ② 不正防止計画推進部署は、本規程その他関係法令等を遵守した科研費補助金等の取扱いを推進し、また、不正防止計画の策定及び推進等を行う。
- ③ 不正防止計画推進部署は企画管理室長を長とし、企画情報班員で構成する。
- ④ 不正防止計画推進部署は不正防止計画を着実に実施することとし、定期的に進捗状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画)

第8条 最高管理責任者は、把握した不正発生要因に基づいて不正防止計画の見直し等を不正防止計画推進部署に指示する。

(研究費管理体制の整備)

第9条 科研費補助金等の研究費管理体制は次のとおりとする。

- ① 研究費管理体制については、最高管理責任者の責任の元に統括管理責任者が指示し、コンプライアンス推進責任者が遂行するものとする。
- ② 研究経費の執行に関しての発注、契約、検収等に関しては、地方自治法、秋田県財務規則その他、関係法令にしたがって、事務部門が県公金と同様の処理を行うこととする。

(科研費補助金等使用ルール相談窓口)

第10条 科研費補助金等使用ルール相談窓口を次のとおり設置する。

- ① 科研費補助金等使用ルール相談窓口（以下、「ルール相談窓口」という）は科研費補助金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口とする。
- ② ルール相談窓口は、企画管理室企画情報班内におく。

(科研費補助金等通報（告発）窓口)

第11条 科研費補助金等通報（告発）窓口は、次のとおりとする。

- ① 科研費補助金等通報（告発）窓口（以下、「通報窓口」という）は、機関内外から科研費補助金等に関する通報（告発）を受け付ける窓口とする。
- ② 通報窓口は総務部公益通報担当とする。
- ③ 通報窓口の業務に関しては、公益通報者保護法及び職員等からの通報処理に関する要綱に定めがあるとおりにする。
- ⑤ 不正等に係る情報は、窓口担当者等から迅速かつ最高管理責任者に報告するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(秋田県健康環境センター科学研究費補助金による研究実施規定の廃止)

- 2 秋田県健康環境センター科学研究費補助金による研究実施規定は廃止する。

(施行期日)

- この要項は、平成27年4月1日から施行する。